

■ 意見書 ■

米軍機による低空飛行訓練に関する意見書

米軍機の国内における低空飛行訓練については、平成11年の日米合意に基づき、その安全性を最大限確保すると同時に、低空飛行訓練が日本の地元住民に与える影響を最小限にすることとされている。

本県に寄せられている航空機による低空飛行等の目撃情報件数は、平成28年度以降、増加傾向にあり、平成30年度及び令和元年度はその大半が米軍機の可能性のあるものであった。

特に、奄美地域では住民からオスプレイやヘリなどの目撃情報が多く寄せられており、同地域の住民に強い懸念と不安を抱かせていることから、誠に遺憾である。

こうした低空飛行は、爆音による騒音被害のみならず、万一、墜落した場合には、住民を巻き込む大惨事につながりかねないものであり、かかる事態の発生が憂慮される場所である。

本県では、航空機の低空飛行等について、住民等からの目撃情報を九州防衛局等に照会し、「米軍機の可能性がある」などの回答があった場合には、九州防衛局に対して、住民の安心・安全の確保等について、米軍側に申し入れるよう要請している。

また、全国知事会においては、国に対し、騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルート等の事前情報提供を行うこと、人口密集地域等の飛行回避や、深夜等住民への影響が大きい時間帯を避けるなど、地域住民の不安を払拭するよう十分な配慮を行うこと等を要請している。

よって、国においては、県内におけるこのような状況等を踏まえ、県民の安全・安心を確保する観点から、次の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 飛行訓練など基地の外における米軍の演習・訓練については、必要最小限とするよう米国に要請すること、また、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかかつ詳細な事前情報提供を必ず行うなど、関係自治体や地域住民の不安を払拭するよう、十分な配慮を行うこと。
- 2 米軍機の低空飛行訓練を実施する際に安全性を最大限確保することなど日米合同委員会の合意事項の遵守を徹底するよう米国に要請すること。
- 3 米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月24日

鹿児島県議会議長 外 菌 勝 蔵

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
防衛大臣
内閣官房長官
} 殿

上記のとおり発議する。

令和3年3月24日

鹿児島県議会総務委員長 田 畑 浩一郎

台湾の世界保健機関（WHO）年次総会へのオブザーバー参加を求める意見書

日本と台湾は重要なパートナーとして、文化・観光・経済など様々な分野で交流を行っており、2019年には、日本から台湾への訪問者は210万人を超え、台湾からの訪日客も480万人

以上になるなど、日台相互間の人的往来は年々増加傾向にある。

台湾と本県とは歴史的にも関わりが深く、2012年には鹿児島・台湾間の定期便就航が開設され、また本議会においては、2019年に「鹿児島県議会台湾との友好交流促進議員連盟」を設立し、経済・文化・観光などの幅広い分野で交流を深めている。

このような中、台湾においては、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に際して、いち早くウイルスを封じ込めるなど、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に最も成功している地域の一つであり、また、本県に対しても、マスク1万枚を寄贈されるなど、緊密なパートナーとして心からの支援が寄せられたところである。

台湾は、2009年以降、WHOの年次総会にオブザーバーとして参加し、保健衛生分野において国際貢献してきたにも関わらず、2017年より参加が認められていない。

WHO憲章は、「到達しうる最高基準の健康を享有することは、人権、宗教、政治信念または経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一つである。」と掲げており、この崇高な理念に照らしても、新型コロナウイルスの封じ込めに成功し、保健衛生分野での豊富な知見と経験を有する台湾のWHO参加を妨げるべきではない。

よって、政府及び国会におかれては、台湾のWHO参加支持を表明している関係各国・地域と連携し、台湾のWHO年次総会へのオブザーバー参加実現に向けての取組をこれまで以上に強化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月24日

鹿児島県議会議長 外 菌 勝 蔵

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官
} 殿

上記のとおり発議する。

令和3年3月24日

鹿児島県議会議員
中 村 正 人
中 村 素 子
宝 来 良 治
西 高 悟
瀬戸口 三 郎
藤 崎 剛
禧 久 伸一郎
桑 鶴 勉
鶴 田 志 郎
日 高 滋
松 里 保 廣

我が国の領海・排他的水域内での安全な 漁業活動の実現を求める意見書

尖閣諸島の領有権を一方的に主張する中国は、令和3年2月1日に「海警法」を施行し「外国船が中国の管轄する海域で違法に活動し、停船命令に従わない場合は武器を使う」旨を定めたことで、これまで武器を使用していなかった中国公船が、今後、尖閣周辺で活動する海上保安庁の船舶や漁船に対して発砲するなど行動が先鋭化していくことが懸念されている。

昨年だけを見ても、我が国の接続水域内を航行した日数は333日（内29日間は領海侵犯）と年間の9割を超えたほか、連続侵入時間も10月に最長となる57時間39分を記録するなど、活動を年々強めている。

法施行後以降も連日のように、中国海警局所属の船舶が沖縄県・尖閣諸島周辺の領海に侵入

し、航行中の日本漁船に接近しようとする動きを見せるなどの挑発行為を行っているところである。

こうした我が国の漁業活動を著しく脅かす事態は、尖閣諸島海域に限らず、日本海の排他的経済水域にある日本海、大和堆でも中国漁船の違法操業が繰り返されており、水産庁が行う退去勧告数は年を追って激増するなど、このままでは、各地の水域で中国に限らず外国船の違法操業が広がり、多くの日本の漁業者が甚大な被害を受けることとなりかねない。

本県関係では、平成25年に指宿漁協岩本支所所属の19トン型の瀬物一本釣り船団の漁船が、尖閣列島海域において中国公船に追跡される事態が発生するなど、多くの国境離島や離島を有する本県においても、その周辺海域は漁業に従事する県民にとって、かけがえのない生活圏でもあり、漁業者の生命と安全な漁業を守ることは、極めて重要な課題と存ずる。

よって、国におかれては、中国政府に対し、中国公船の我が国領海内への侵入や中国漁船の違法操業が繰り返されないよう、尖閣諸島周辺の警戒監視に万全を期し、中国側に冷静かつ毅然と対応するとともに、我が国の漁民が安全に操業できるよう法整備・海上警備の一層の強化を行うと同時に、外交により解決を図る努力も含め、一刻も早く我が国の領海・排他的経済水域における漁業活動の安全確保について適切な措置を講じることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年3月24日

鹿児島県議会議員 外 菌 勝 蔵

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
国土交通大臣
防衛大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

} 殿

上記のとおり発議する。

令和3年3月24日

鹿児島県議会議員

中	村	正	人
中	村	素	子
宝	来	良	治
西	高		悟
瀬戸	口	三	郎
藤	崎		剛
禧	久	伸	一郎
桑	鶴		勉
鶴	田	志	郎
日	高		滋
松	里	保	廣